

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月25日から26年8月1日まで  
平成19年に社会保険事務所の職員から、A社に勤務していた申立期間について、昭和27年2月11日に脱退手当金が支給されていると言われたが、私は、脱退手当金を請求手続した記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和27年2月11日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は26年12月22日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定されたとする当時、脱退手当金は、被保険者期間6月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のため資格喪失した時に支給することとされているが、申立人はA社を事業休止により解雇されたと申し述べており、このことは、申立人と同一日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の同僚の供述から確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因欄に「解雇」と記載されていることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失原因は婚姻、分娩以外であり、当時の脱退手当金の支給要件には該当していなかったことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 11 月 10 日から 22 年 1 月 29 日まで  
② 昭和 23 年 6 月 10 日から 25 年 1 月 7 日まで  
③ 昭和 26 年 10 月 3 日から 29 年 5 月 4 日まで  
④ 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金を受給しているとされているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和33年4月30日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となるところ、申立人が5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間のみを請求し、約1年勤務した最初の事業所における被保険者期間を失念するとは考えにくい。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年12月まで

私は、昭和36年4月に夫と一緒に国民年金に加入し、私自身が納税組合長として、私たち夫婦及び組合員の国民年金保険料を集金していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月に夫婦連番で払い出されたものと推認されるが、申立人が居住していた市町村の被保険者名簿によれば、申立期間は、申立人の国民年金の被保険者資格が厚生年金保険との重複加入により36年4月30日付けで資格喪失とされたため、国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を集金する対象者には含まれておらず、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫には、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 38 年 1 月までの期間、42 年 2 月から同年 6 月までの期間、44 年 2 月から 45 年 4 月までの期間及び 45 年 6 月から 46 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 1 月まで  
② 昭和 42 年 2 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 44 年 2 月から 45 年 4 月まで  
④ 昭和 45 年 6 月から 46 年 4 月まで

私は、勤務していた事業所を退職する都度、市町村役場で国民健康保険の加入手続と共に国民年金の加入手続を行い、市町村役場から送付されてきた納付書により、居住地又は就業地近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の再加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日付けで A 村において国民年金の被保険者資格を取得しているが、社会保険庁の特殊台帳及び市町村の被保険者名簿によれば、申立期間は、厚生年金保険への加入により、37 年 4 月 1 日付けで資格喪失とされたため、国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市町村役場から送付されてきた納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、

昭和 37 年 2 月に A 村から B 市に転出した後、44 年 3 月に A 村に戻り、再度、45 年 5 月に B 市に転出していたと申し述べており、4 つの申立期間について、異なる市町村において事務処理に不手際が生じたとは考え難い上、申立期間①、②及び③当時、申立人が居住していた市町村では、納付書による国民年金保険料の収納が行われていたことを確認できないなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 142

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月ごろから 35 年 12 月まで

私は、昭和 32 年 5 月ごろから 35 年 12 月まで、A社に勤務しており、当該期間中に健康保険証を使って歯科医院へ通院していた記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡こんせきは認められない。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立人の保険料控除の有無等については不明であるほか、申立人は、申立期間中に健康保険証を使って歯科医院へ通院していた記憶があると主張するものの、健康保険への加入を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月19日から同年12月26日まで  
② 昭和25年3月1日から28年3月29日まで  
③ 昭和28年4月30日から33年1月20日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月の前後8年以内に資格喪失した被保険者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた3人は、事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれたと思うと供述している上、申立期間当時、事業所で事務を担当していたとされる者は、「総務担当事務員が脱退手当金の代理請求を行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 144

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 6 月 15 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 31 日まで、A 社で継続して勤務していたが、31 年 5 月 1 日から同年 6 月 15 日までの期間しか厚生年金保険加入期間とされていないので、それ以外の申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 31 年 5 月 1 日とされており、申立期間のうち、30 年 4 月から 31 年 4 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない上、当時の複数の同僚等は、「A 社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、国民健康保険に加入していたか、健康保険に未加入であったかのどちらかであった。」旨を供述しており、申立人のみが当該期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人が A 社を退職後に勤務していたとされる B 社からは、「当社の記録によると、申立人は、昭和 31 年 6 月 17 日から勤務し、同年 10 月から当社で厚生年金保険に加入していた。」旨の供述が得られたことから、申立人が申立期間のうち、同年 6 月 15 日から同年 9 月 1 日までの期間において厚生年金保険に加入していなかったと考えても不自然ではない。

加えて、昭和 31 年 5 月 1 日以後の期間について、社会保険事務所が保管す

るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡こんせきは認められない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が記憶している同僚の氏名がA社における社会保険庁の記録に存在することから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

加えて、当時の同僚等は、「少なくとも半年から1年間ぐらいの見習期間があり、見習期間経過後もすぐには厚生年金保険に加入していなかった。」旨を供述していることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えても不自然ではない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年秋まで

私は、昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年秋まで、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の夫は、昭和 45 年 12 月 26 日に、B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票を確認したところ、申立人は 46 年 3 月 1 日から 48 年 11 月 1 日までの期間、申立人の夫の被扶養者として認定されていることが確認できることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。